

最高裁秘書第156号

平成30年1月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第4950号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年11月30日付け司研企二第1033号司法研修所長通知「第71期司法修習における問研起案について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

司研企二第1033号

(庶ろ-15-B)

平成29年11月30日

地方裁判所長 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

第71期司法修習における問研起案について（通知）

第71期司法修習においても、民事裁判及び刑事裁判の各分野別実務修習中における貴庁主催の即日起案方式の合同修習（以下「問研起案」という。）を実施する際に、裁判科目担当の当研修所教官がその問題を作成し、各起案後、同教官を貴庁に派遣して起案講評等を行うこととしました。

については、別紙の問研起案の実施要領を司法修習生指導担当裁判官に周知してください。

(別紙)

問研起案の実施要領

1 概要

問研起案は、各配属庁が、民事裁判、刑事裁判の各分野別実務修習において、各クールの中期に1回ずつ、当該裁判修習中の司法修習生に対して実施する即日起案方式の合同修習であり、司法研修所は、その問題作成及び起案講評等に協力するものである。

2 問題の作成等

民裁問研起案及び刑裁問研起案に使用する各修習記録並びに各起案の起案要領は、司法研修所において作成し、各配属庁に提供する。

3 起案の実施

(1) 民裁問研起案の対象者

各クールで民事裁判の分野別実務修習を行っている司法修習生

(2) 刑裁問研起案の対象者

各クールで刑事裁判の分野別実務修習を行っている司法修習生

(3) 場所

各配属庁において、適宜の場所を指定する。

(4) その他

各配属庁は、不正防止のため、適宜の方法により監督する。

各配属庁は、司法修習生から提出された起案を司法研修所に速やかに送付する。

4 起案の評価等

司法研修所教官は、起案の評価をし、その評価の結果を修習指導官に適宜の方法で連絡する。修習指導官は、その評価結果を当該分野別実務修習の成績評価のための一資料とする。

5 起案の講評

司法修習生に対する起案の講評は、原則として、各クラスを担当する司法研修所教官が行う。その具体的日時、場所等は、司法研修所と各配属庁が協議して定める。